

「終身型入院保険(引受基準緩和型)」の留意事項等

- ・この保険は、健康上の理由(持病・既往歴)により、通常の医療保険にご加入いただけない方のために設計された引受基準緩和型の医療保険です。そのため、引受保険会社が取扱う他の医療保険に比べて保険料が割高となっています。
- ・健康状態によっては、「終身型入院保険(引受基準緩和型)」よりも保険料が割安な、引受保険会社が取扱う他の医療保険にご加入いただける場合があります。

入院給付金

- 以下の支払事由に該当した場合に入院給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病で1日以上入院をしたとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 入院日数	1回の入院:60日 通算:1,000日

保障内容に関する注意事項

- 入院日数が1日とは、入院日と退院日が同一の日であり、かつ、入院基本料の支払いがあるときなどをいいます。
- 同一の傷害または疾病により入院給付金が支払われる入院を2回以上したときは、入院給付金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から、その日を含めて次の入院の開始日までの期間が、180日以下の場合には1回の入院とみなし、181日以上の場合には新たな入院とみなします。

手術給付金

- 以下の支払事由に該当した場合に手術給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因とした所定の手術を受けたとき	入院給付金日額 × 契約時に選択した 給付倍率	無制限*

* 医科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術および同一の先進医療に該当する手術は、14日に1回(非電離放射線による療法の場合は60日に1回)の給付を限度とします。また、医科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定される手術は、その手術を受けた1日目についてのみ手術給付金をお支払いします。

保障内容に関する注意事項

- 手術給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍より、契約時に選択いただきます(契約後の変更は取り扱いません)。0倍を選択した場合は、手術給付金はありません。
- 手術給付金の支払事由に該当する手術は、レーザー屈折矯正手術(レーシック)は対象外など、所定の要件があります。

放射線治療給付金

■以下の支払事由に該当した場合に放射線治療給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
傷害や疾病を原因として所定の放射線治療（電磁波温熱療法を含む）を受けたとき	放射線治療1回につき 入院給付金日額 × 契約時に選択した 給付倍率	無制限*

*放射線照射または温熱療法による診療行為それぞれについて60日に1回を限度とします。

保障内容に関する注意事項

- 放射線治療給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍より、契約時に手術給付金の給付倍率と同じ倍率を選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。0倍を選択した場合は、放射線治療給付金はありません。
- 放射線治療給付金の支払事由に該当する放射線治療は、処置・検査は対象外など、所定の要件があります。

入院一時金（医療費充当給付金）

■以下の支払事由に該当した場合に医療費充当給付金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
入院給付金が支払われる入院を開始したとき	1回の入院につき 入院給付金日額 × 契約時に選択した 給付倍率	1回の入院: 1回 通算: 50回

保障内容に関する注意事項

- 医療費充当給付金の給付倍率は、0倍、5倍、10倍、20倍、30倍より、契約時に選択いただきます（契約後の変更は取り扱いません）。0倍を選択した場合は、医療費充当給付金はありません。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、医療費充当給付金においても、その入院を1回の入院とみなします。

通院時お見舞い金(通院一時金)

■以下の支払事由に該当した場合に通院一時金をお支払いします。

支払事由	支払金額	支払限度
主契約の入院給付金が支払われる入院の退院日の翌日以後180日以内に通院したとき	通院一時金額	1回の入院:1回 通算:50回

保障内容に関する注意事項

- 通院一時金の支払事由に該当する通院は、入院の直接の原因となった傷害または疾病の治療を目的とした通院をいいます。
- 入院給付金が支払われる入院を2回以上したときで、その入院を1回の入院とみなす場合は、通院一時金においても、その入院を1回の入院とみなします。
- 主契約の入院給付金が支払われる入院日と同日の通院については、通院一時金をお支払いしません。
- 同日に複数の通院一時金の支払事由に該当する通院をしたときは、通院原因が先に生じた通院に対してのみ通院一時金をお支払いします。

先進医療給付金・先進医療見舞金

■以下の支払事由に該当した場合に先進医療給付金・先進医療見舞金をお支払いします。

	支払事由	支払金額	支払限度
先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術にかかる費用(自己負担額)	通算:2,000万円
先進医療見舞金	先進医療給付金が支払われる療養を受けたとき	先進医療給付金の支払金額の10%相当額	通算:200万円

保障内容に関する注意事項

- 支払事由に該当する先進医療は、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療で、先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものをいいます。ただし、厚生労働大臣が定める施設基準において、歯科(歯科、歯科口腔外科、矯正歯科、小児歯科)のみで実施することが定められている先進医療は対象外となります。なお、厚生労働大臣が定める先進医療は随時見直しされます。
- 同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けたとき、その療養を1回の療養とみなします。この場合、一連の療養を最初に受けた日にその療養を受けたものとみなして取り扱います。

その他

- この保険には解約返戻金はありません。
- この保険には配当金はありません。